

社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第一二百六号）抄
(附則第五十九条関係(平成十七年十月一日施行))

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(管轄審査官)	(管轄審査官)	(管轄審査官)
<p>第三条 健康保険法第二百八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保險法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第二百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してもするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p>	<p>第三条 健康保険法第二百八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保險法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第二百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してもするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 健康保険組合、厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p>	<p>第三条 健康保険法第二百八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保險法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第二百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してもするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p>
三一五 (略)	三一五 (略)	三一五 (略)
(保険者に対する通知等)	(保険者に対する通知等)	(保険者に対する通知等)
<p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>	<p>第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。</p>

2 (略)

(利益を代表する者の指名)

第三十条 厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険（厚生年金基金及び企業年金連合会並びに石炭鉱業年金基金の行う事業を含む。）ことに、被保険者（厚生年金基金の加入員並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）の利益を代表する者及び事業主（船舶保険にあつては、船舶所有者）の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

2 (略)

2 い。
(略)

(利益を代表する者の指名)

第三十条 厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会並びに石炭鉱業年金基金の行なう事業を含む。）ことに、被保険者（厚生年金基金の加入員並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）の利益を代表する者及び事業主（船舶保険にあつては、船舶所有者）の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

2 (略)